

## ～下請契約締結前にお読みください～

この工事（業務）は津市公契約条例第6条の2に規定する労働報酬下限額を適用する契約です。下請契約を締結する前にあたり、以下の点をご了承ください。

### 1 労働環境の確保に係る誓約書の提出について

下請契約を締結する前に労働環境の確保に係る誓約書（以下、「誓約書」という。）の内容をよく読んでいただき、誓約内容に了承していただければ誓約書を提出してください。了承できない場合は下請契約を締結することができません。

### 2 労働報酬下限額以上の報酬の支払いについて

従事する労働者に対し、労働報酬下限額（1時間あたり1,217円）以上の報酬を支払ってください。

（※契約期間の途中で三重県の最低賃金が労働報酬下限額を上回った場合は、三重県の最低賃金を労働報酬下限額とします。）

### 3 労働状況台帳の書類提出について

労働状況台帳提出対象月にこの工事（業務）に従事した労働者がいる場合は、労働状況台帳（以下「台帳」という。）の提出が必要です。指定する期日までに提出してください。

（※ 従事した労働者によっては提出が不要な場合がありますので、2ページのフロー図で確認してください。）

### 4 アンケートの提出について

津市公契約条例に関する御意見等がありましたら、8ページのアンケートを提出してください。（※ アンケートの提出は任意です。）

### 5 労働者への周知について

労働者に対し、この工事（業務）が労働報酬下限額対象契約であることを周知してください。

### 6 違反に対するペナルティについて

労働報酬下限額以上の報酬を支払っていなかった場合や、労働状況台帳等の書類を期日までに提出しなかった場合、虚偽の報告をした場合等は、津市から指名停止措置等を受けることがあります。

### 7 再下請について

工事（業務）の一部をさらに下請に出す場合は、その下請業者についても、上記の内容が適用されますので、契約前にあらかじめ下請業者の了承が必要です。

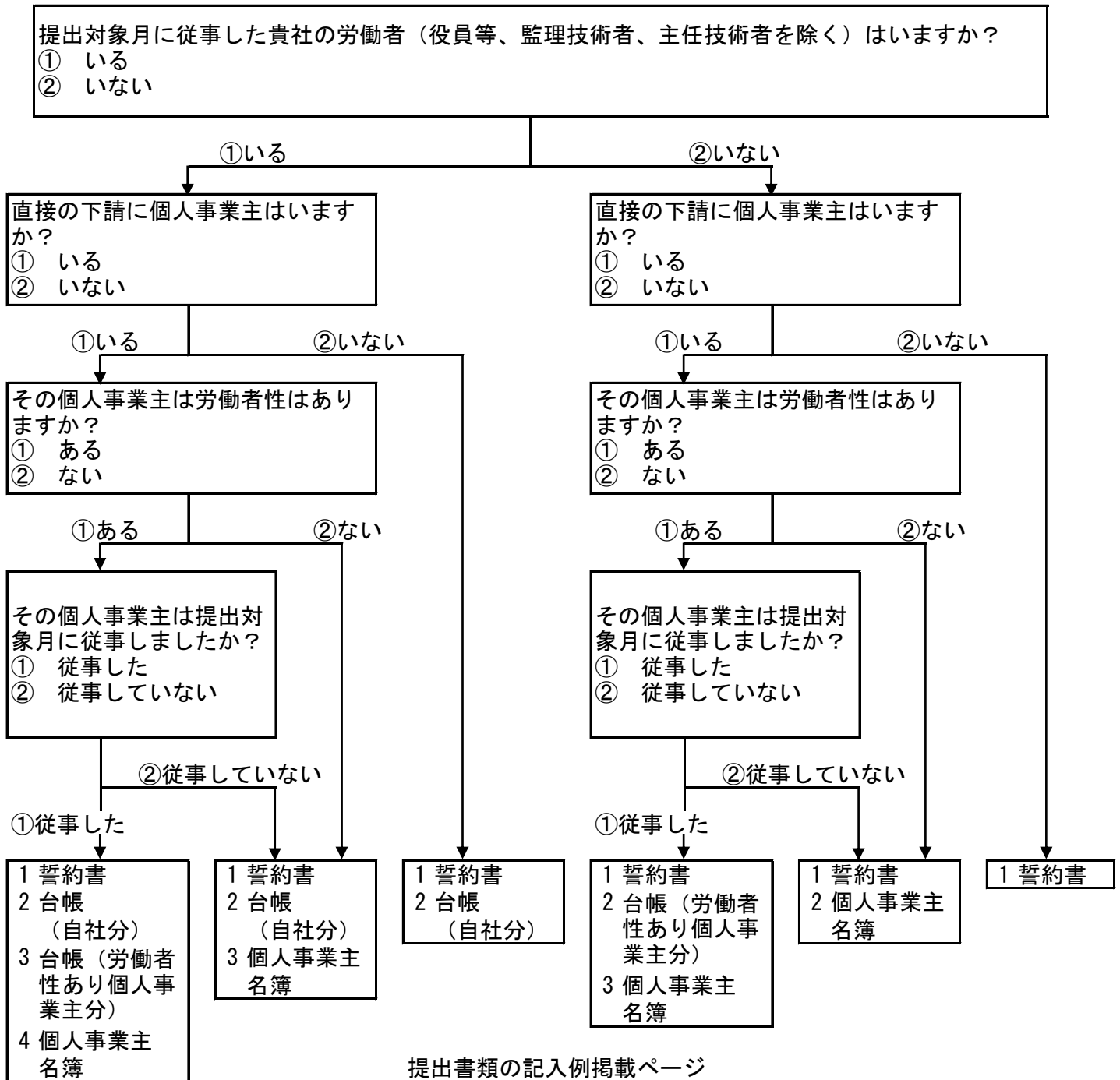
また、個人事業主と下請契約する場合は、新たに提出書類の作成が必要です。2ページのフロー図で必要書類を確認してください。

# 労働報酬下限額提出書類確認フロー図

【下請用】

貴社（個人事業主含む）の状況について、下のフロー図の該当する方へ進み、提出が必要な書類を確認してください。

・自身が労働者性のある個人事業主で、下請がない場合は提出書類がないため、フロー図による確認は不要です。



## 提出書類の記入例掲載ページ

- ・誓約書… 3 ページ
- ・台帳… 4 ページ
- ・個人事業主名簿… 5 ページ

参考資料 個人事業主の労働者性確認手順 … 6 ページ

個人事業主労働者性チェックシート… 7 ページ

## 注意事項

- ・誓約書は下請契約の締結と同時に提出してください。
- ・誓約書以外の書類は指定する期日までに提出してください。
- ・直接の下請に個人事業主がいる場合、その個人事業主の労働者性を「個人事業主労働者性チェックシート（7 ページ）」でご確認し、個人事業主名簿を作成してください。
- ・直接の下請に労働者性のある個人事業主がいて、その個人事業主が労働状況台帳提出対象月に業務（工事）に従事した場合、その個人事業主の労働状況台帳は貴社が作成してください。

【様式 4】

令和 年 月 日

【元請業者】

住所（所在地）

商号（名称）

代表者氏名

様

下請契約を締結した日  
を記入して下さい。

下請業者が元請業者に対して誓約します。

なお、二次下請以降の業者も元請業者に対して誓約します。

【下請業者】

住所（所在地）

商号（名称）

代表者氏名

※自署又は記名押印

労働環境の確保に係る誓約書

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

労働環境の確保に係る誓約書は、業務（工事）  
の従事期間に係わらず、法人と労働者性の無い  
個人事業主は全て、下請契約と同時に提出が必  
要です。

管  
そ

労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。

6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。

7 市長等が行う施策に協力すること。

8 労働報酬下限額の運用について

(1) 運用対象契約に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。

(2) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。

(3) 元請業者が指定する日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。なお、労働状況台帳は元請業者を経由して津市へ提出される。

(4) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。

(5) 対象契約について、他の者にその一部を請け負わせる、又は他の者から労働者の派遣を受けられる場合には、当該運用について周知を徹底するとともに、労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。なお、当誓約書の写しは元請業者を経由して津市へ提出される。

(6) (1)から(5)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。

# 【様式1】

## 津市公契約条例労働状況台帳(工事)

津市と受注者との契約名、履行期間を入力。

労働状況台帳の提出対象年月を入力。

令和 8 年 10 月分

提出対象月で最初に工事に従事した日を含む報酬の計算期間が報告対象です。たとえば報酬の締日が毎月20日だとすると、10月に最初に従事した日が10日の場合は記入例のとおりですが、最初に従事した日が25日の場合は、10月21日～11月20日分の賃金等が報告対象となります。

契約名	○○○○○		労働報酬の算定対象の額	
工期	令和8年5月25日	～	令和9年2月10日	まで
作成年月日	令和8年12月20日		(株)○○○○	
労働報酬の支払われるべき日	令和8年11月10日		津市○○町○○番地○	
労働報酬計算対象期間(月)	令和8年9月21日	～	令和8年10月20日	まで
	電話番号・FAX	○○○-○○○-○○○-○○○-○○○-○○○	○○○-○○○-○○○-○○○-○○○	

No	労働者情報			労働報酬下限額	全ての労働に係る労働時間数	対象公契約に係る労働時間数	算定労働時間	下限総額(基準額)	労働報酬の額(公契約分)	判定	按分率	労働報酬の算定対象の額g	労働報酬の算定対象の額(公契約分)=f
	労働者名(※記号でも可)	年齢	職種										
1	A	20代	普通作業員	有り	100	30	30	36,510	45,000	○	30.00%	150,000	45,000
2	B	60代以上	普通作業員	有り	120	80	80	97,360	120,000	○	66.67%	180,000	120,000
3	C	30代	交通誘導警備員B	無し	160	40	40	48,680	50,000	○	25.00%	200,000	50,000
4								0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
7								0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
8								0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
9								0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
10								0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!
11								0	#DIV/0!	***	#DIV/0!		#DIV/0!

識別できるようA, B, C等を入力(個人名の入力不要)。

該当する年代、職種をリストから選択。

工事に関する資格(土木施工管理技士、大型自動車免許、電気工事士等)があれば「有り」を選択してください。ない場合は「無し」を選択してください。ただし、資格が中型自動車未満の免許の場合は「無し」を選択してください。

所定時間内b: 所定時間内に入力します。所定時間内c: 所定時間内bのうち、対象契約に従事した時間を入力。(例) 1ヶ月の所定内労働時間が160時間で、そのうち40時間が対象契約に従事した場合、b欄は160、c欄は40を入力してください。

判定は自動表示されます。1時間当たりの労働報酬が労働報酬下限額以上であれば○、労働報酬下限額を下回っていれば×が表示されます。

労働報酬計算対象期間(月)における「労働報酬の算定対象の額」の合計を入力。

記入例  
・工事  
・施設修繕

【様式6】

【記入例】


個人事業主名簿は、個人事業主を直接の下請としている場合、下請の個人事業主の労働者性の有無や業務(工事)従事時期に係わらず、必ず提出が必要です。

個人事業主名簿

住所(所在地) 津市〇〇町〇〇番地〇〇

商号(名称) 株式会社〇〇建設

代表者氏名 〇〇 〇〇

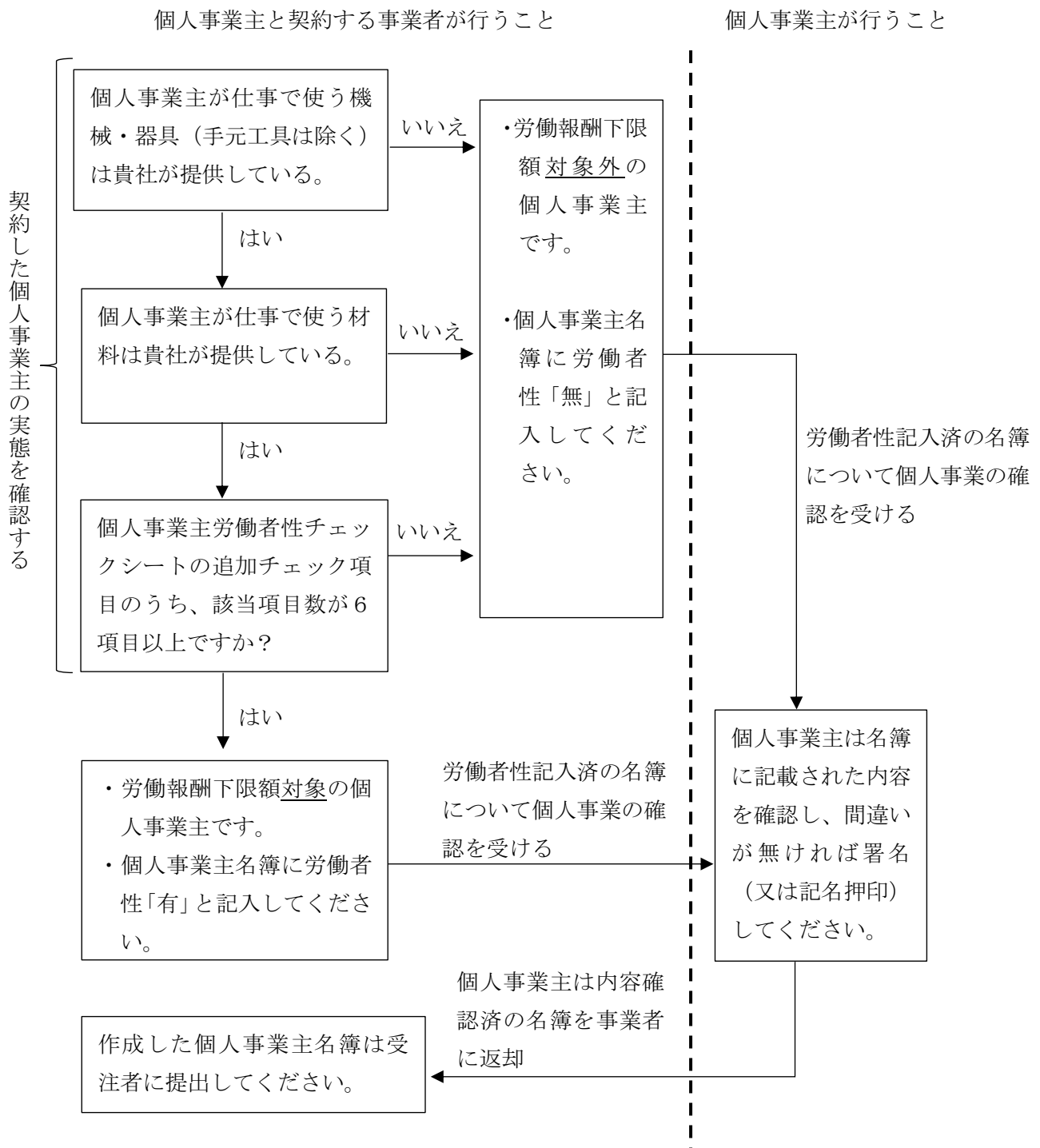
発注側記入欄		受注(個人事業主)側記入欄	
個人事業主氏名	労働者性の有無	個人事業主署名(又は記名押印)	
△△ △△	有	△△ △△	
□□ □□	無	□□ □□ 	
<div data-bbox="146 1025 686 1182" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①発注側(株式会社〇〇建設)が記入する。</p> </div>		<div data-bbox="782 1025 1364 1601" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>②個人事業主が①で記入された内容を確認し、間違いがなければ署名(手書き)又は記名押印する。</p> <p><u>※氏名を印刷しただけのものは不可。</u> (印刷+押印は可)</p> </div>	

- ※ 個人事業主と下請負契約、再委託契約等を締結する事業者は作成してください。
- ※ 個人事業主は、受注側記入欄の内容に誤りがないことを確認の上、署名又は記名押印してください。
- ※ 記入欄は複数人分ありますが、1人の個人事業主につき、1枚ずつの作成も可とします。

## 個人事業主の労働者性確認手順

- ① 個人事業主と下請契約等を行う事業者は、以下の流れで当該個人事業主が労働報酬下限額の対象となるか確認し、その結果を個人事業主名簿に記載してください。  
(下記確認フロー図参照)
- ② 個人事業主は①で記載された名簿の内容を確認し、誤りがなければ署名(又は記名押印)してください。
- ③ 労働報酬下限額の対象となる個人事業主分の労働状況台帳は、当該個人事業主と契約している事業者が作成してください。

### 確認フロー図



【様式7】

個人事業主労働者性チェックシート

貴社が個人事業主(一人親方)と下請負契約、再委託契約等を締結する場合は、契約締結時に当該個人事業主に対し下のチェック項目ごとに該当の有無を確認し、労働者性の有無を判断してください。

日によって、該当する・該当しないが異なる場合は、契約期間中の主な状況で判断してください。

	必須チェック項目	該当する	該当しない
①	一人親方が仕事で使う機械・器具(手元工具は除く)は貴社が提供している。		
②	一人親方が仕事で使う材料は貴社が提供している。		

①、②のどちらか1つでも「該当しない」→労働者性「無」、労働報酬下限額対象外労働者

①、②の両方に該当する→下の追加チェック項目を確認し、労働者性の有無を判断してください。



	追加チェック項目	該当する	該当しない
1	一人親方へ急な仕事を依頼した時、一人親方は断ることができない。 (※貴社が断ることを認めているかどうかで判断してください。)		
2	一人親方の仕事が早く終わった時などに予定外の仕事を依頼した場合、一人親方は断ることができない。 (※貴社が断ることを認めているかどうかで判断してください。)		
3	一人親方には貴社の就業規則など服務規律を適用している。 (※工事現場のルールを適用している場合は、「該当する」を選択してください。)		
4	一人親方の仕事の就業時間(始業・終業)は貴社が決めている。 (※工事現場のルールを適用している場合は、「該当する」を選択してください。)		
5	当日の仕事が早く終わった時、一人親方が仕事から上がるのには貴社の了解が必要である。 (※作業完了の報告は了解に該当しません。)		
6	仕事が早く終わった時に、一人親方が自分で見つけた他の現場の仕事に行くことを認めていない。		
7	工程調整上の指示や事故防止のための指示を除き、一人親方の日々の仕事の内容や方法は貴社が具体的な指示を出している。		
8	一人親方の都合が悪くなり、代わりの者が必要となった場合、貴社が代わりの者を探している。		
9	一人親方の仕事を代わりの者が行った場合の報酬は代わりの者に支払う。		
10	一人親方の通常ミスや一人親方の責任による作業遅延によって損害が生じた場合、貴社が負担する。		
11	一人親方の報酬(工事代金、賃金等)は一日当たりの単価など働いた時間によって決められている。		
	合 計		

「該当する」が6項目以上の場合→労働者性「有」、労働報酬下限額対象労働者

「該当する」が6項目未満の場合→労働者性「無」、労働報酬下限額対象外労働者

## 【様式3】

### 【 津市公契約条例に係るアンケート 】

本アンケートの提出は任意です。回答した場合は、労働状況台帳等と同時に提出してください。

- 1 件 名 \_\_\_\_\_
- 2 契約（履行）期間 \_\_\_\_\_
- 3 回答者 受注者 ・ 受注関係者（下請業者、再委託業者） ・ 労働者 \_\_\_\_\_
- 4 受注者等名 \_\_\_\_\_

※受注者等名は回答が受注者又は受注関係者の場合、記入してください

- 条例に関して、御意見・御要望等ございましたら、御自由に御記載ください。  
（自由意見）

御協力ありがとうございました。